

公益財団法人日本生産性本部

役員報酬規程

平成21年3月19日制定

平成22年3月1日施行

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は定款第32条の規程にもとづき、常勤理事およびその他の理事の報酬の支給について定める。

第2章 報酬

第2条（報酬の基準）

常勤理事の報酬は、評議員会で定める総額の範囲内で理事会が決定する。

2. 前項以外の理事の報酬については、1日あたり10万円を超えない範囲で、理事会が決定する。

第3条（役位別最高月額）

前条に定める常勤理事報酬の役位別最高月額は、以下のとおりとする。

理事長 1,922,000円（職員給与最高額961,000円×2.0）

常務理事 1,441,500円（職員給与最高額961,000円×1.5）

理事 1,153,200円（職員給与最高額961,000円×1.2）

第4条（報酬の改訂）

常勤理事報酬は任期の更新に際し、諸般の事情を勘案し必要ある場合に改訂する。

2. 任期中に役位が上位職位に昇任したときは、昇任した役位の前任者の報酬額との見合いで報酬を改訂する。

第5条（臨時の措置）

業績その他の理由により、臨時に昇給、減給等の措置をとることがある。その額は理事会が決定する。

第6条（長期欠勤者の報酬）

6ヶ月以上にわたる長期欠勤中の常勤理事の報酬は、現に受けていた報酬の70%を支給する。

第7条（支給日）

報酬は毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる時は、その前日に支給する。

第8条（計算期間）

報酬の計算期間は毎月1日から月末までとする。

2. 新任、昇任、昇給、減給の場合の当月分の報酬は、発令の日を基準として日割計算により支給する。
3. 月の途中で退任する場合は、日割計算とはせず1ヶ月分を支給する。

第9条（控除）

報酬より控除するものは税法、社会保険によるもののほか前払金、立替金等とする。

第10条（賞与）

賞与は支給月額の7ヶ月以内を支給する。

第3章 その他

第11条（改定）

本規程の全部または一部を改定するときは、評議員会の決議を得ることを必要とする。

第12条（施行日）

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人日本生産性本部

役員退任慰労金規程

平成21年3月19日制定

平成22年3月1日施行

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は定款第32条の規程にもとづき、常勤理事およびその他の理事の退任慰労金について定める。

第2章 退任慰労金

第2条（額の算出）

退任慰労金は評議員会で定めた総額の範囲内で常勤理事退任時の基本報酬月額に常勤理事通算在任年数と第4条に定める役位係数を乗じた額とする。

2. 前項以外の理事の退任慰労金については、年額150万円を超えない範囲で、理事会が決定する。

第3条（在任年数）

常勤理事在任年数は1ヶ年を単位とし、1年未満の端数月がある場合は月割とする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

第4条（役位係数）

役位係数は次の通りとする。

理事長	3.0
常務理事	2.5
理事	2.0

第5条（特別功労加算）

理事会は、在任中とくに功労のあった常勤理事に対し、第2条により算出した額に30%を超えない範囲で加算することができる。

第6条（減額）

理事会は、在任中とくに損害を本財団に対し与えた常勤理事に対し、第2条により算

出した額を減額又は不支給とすることができる。

第7条（支給日）

支給日は退任日から1ヶ月以内とする。

第8条（控除）

退任慰労金を支給する場合は、所得税法に基づく源泉税および本人が本財団に対して負う負債全額を控除する。

第3章 その他

第9条（改定）

本規程の全部または一部を改定するときは、評議員会の決議を得ることを必要とする。

第10条（施行日）

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。